

老人問題とその対策についての若干の問題点

三 浦 文 夫

は じ め に

先日、あるジャーナリストが冗談まじりに、「昔は記事がなくなると、動物園に行き、記事あさりをしたものであるが、最近では記事に困ると、老人の問題を取扱えば、結構読まれる」というようなことを話していたが、老人問題は正に最近のマスコミにとって、トピカルな格好のテーマとして、盛んにもてはやされる感がある。

老人問題への関心は、たしかに最近では、マスコミだけでなく、一般の人々の間にもみられるところであろうが、老人問題について、現在なお究明しなければならない数多くの課題が横たわっているのである。

ところで、昭和 31 年に日本ジェロントロジー学会（これは後に老年学会と改称され、老年医学会と老年社会学会の分科会をもつようになった）が発足して以来、老人に関する研究は、飛躍的な発展を上げるようになったことは否定できない。

しかし老人問題というのは、いうまでもなく、多面的なもので、その上、個人、家族、社会（集団）、国家というようないろいろのレベルで、あるときにはマクロの視点から、またあるときにはミクロの視点から、取上げなければならない、総合的・包括的な内容と性格をもつものであるだけに、この問題に全面的に接近するには、いろいろの困難があるように思われる。

このために、今日までの老人問題に関する研究を振り返ってみると、社会科学の側面に限定しても、多くの研究者によって、老人問題のいくつかの側面と課題について、詳細で入念な研究・調査が行われ、このなかには、十分に国際水準を凌駕するものもないわけではない。そしてこれらの研究を含め、今日の老人問題を理解する上で、私ど

もが学ばなければならない貴重な研究や主張も少くない。その意味で、私どもはこれらの成果を十分に評価するのに、決して吝かであってはならないし、今後とも学ばなければならない多くのものがあると考えている。

しかしそれにもかかわらず、これらの研究の大部分は、ともするとそれぞれの専門の立場から、老人問題の特定な側面、特殊な問題について行われることが多かった。したがって上述したように、総合的・包括的な性格をもつこの問題を、全面的に明らかにするには、この問題に対する社会科学の研究の歴史は、十分なものとはいえず、誇張していえば、その歴史はいかにも浅いといわざるをえない。

ところが現実の老人問題への関心の急速な高まりと、このなかでの老人福祉対策の要望の強まりのなかで、より多面的な研究が要求されている。そして数多くの調査および研究を必要とする問題が、十分に紹介されず、あるいはすぐれた特殊問題の研究が正しい所をえずに、時にはジャーナリズムによって、性急に一般化されたり、はなはだしい場合には常識論に結びつけられる例もないわけではなかった。このために誤解をあえて恐れずにいえば、老人問題についてステレオ化した理解が広がる傾向すら見えている。

このことは、今日の老人問題の深刻さを、一般の人々に理解してもらうという意味では、咎め立てるべきでなく、場合によっては積極的に評価しなければならないのかも知れない。しかし反面、このような理解が老人福祉対策という実践上の問題に安易に前提されるとなると、問題は別になる。その場合には、これらの常識化され、ステレオ化された知識は、かえって老人福祉対策を混乱させることにもなりかねない。

ここで取急ぎまとめたこの小論は、上述した意味での、若干のステレオ化した理解なり知識に疑問を提出し、今後の老人福祉対策を検討するのに必要と思われる二、三の問題を考えようとするものである。ところで、ここで取上げる問題の一つ一つについては、本来であればより綿密な検討と分析を必要とするものであろう。しかしこの小論は、このような実証分析と検討はさけ、あくまでも問題提起ということにとどまっている。したがって精々のところ、私自身が今後老人問題とその対策を考えるための、手がかりの一つとして、仮説形成の素材とするぐらいの意味しかもたないことを予めお断りしておきたい。

なお、以下に取上げる問題は、(1)今日の老人問題の性格、(2)一般的にいわれる核家族化と老人問題の関係、(3)老人福祉対策の転換の必要、(4)老人福祉対策における居宅サービスの基本方向などであるが、それらは、必ずしも系統的な関連をもつものではない。またこの小論で取上げた問題は、多くの検討しなければならないと考えている問題点のごく一部にすぎない。老人の就労問題をはじめ、とくにマクロの立場で、検討しなければならない事項も、このほか少からずあったが、時間と誌幅の関係で、他日に譲ることになった。この点についても、最初にご了解をおねがいしておきたい。

I

最近、数年ぐらいの期間に、10冊に近い老人問題、老人福祉に関する著作が公刊されてきた。これらについて、私もかつて、本誌にこのうちのいくつかを紹介し、論評を試みたことがあった¹⁾。これらをふたたび読みなおしてみると、今日の老人問題が、どのような性格・意義をもっているのか、別の言葉でいうと、今日の老人問題を捉える視点・座標といったものは何かという、素朴な疑問におつかり、この点の確認を改めて行う必要を感じさせられた。

いうまでもなく上記の著者たちの立場はまちま

ちであり、その視点が適切かどうかをここで論ずるつもりはないが、それでも今日の老人問題は、普遍的な老人問題一般であるか、それとも一定の歴史的社会的文脈でみるかは必ずしも共通でないように思われる。もちろん上記の人々は、老人問題を「檀山節考」の昔から論ずるほどの人はいないが、それでも老人問題を戦前、戦後を通じて何か普遍的な現象という形で理解するむきもないわけではない。

たしかに老人問題というのは、古くしてかつ新しい問題であるかも知れない。老人は何時の時代にも存在していたわけであるし、人間の生涯の生活周期のなかで老齢という時期は不可避免的な時期であり、老齢にともなう心身諸機能の退行と、これによる生活の不安定が生ずるということは、ごくあたり前の現象である。その意味で、老人問題は普遍的なものであり、古くから存在していたものと考えても、そのこと自体は決して誤りではないのかも知れない。

しかし、今日、私どもが論じなければならない老人問題、あるいは現在の老人福祉対策の前提として考えなければならない老人問題は、たんにこのような古くから、普遍的な現象としてのそれではなく、「近代化」との深い関わりで考えられなければならない。しかも、それは戦後、とくに昭和30年代以降のわが国の「近代化」(あるいは日本資本主義の新たな発展の時期といいなおしてもよい)の過程と深い関わりをもつものであるということに、今日の老人問題の重要な意義が存するようと思われる。この問題を以下、若干の事例で敷衍してみる必要がある。

まず第1に老人問題を論ずる場合、大部分の人は人口の老齢化現象から説きおこすのを常石としている。したがってここで今さらこと新しく人口老齢化についての資料を引用する必要はないが、簡単にその動きをみると次のようにいうことができる。

わが国における人口構成の推移をみると、60歳以上の老齢者が全人口に占める割合は、昭和30年まで大体8%前後にとどまっていたものが、昭和35年には8.9%、40年には9.7%と急増し、

1) 拙稿「老人福祉に関する最近の著作」『季刊社会保障研究』第4巻第1号、71-76頁。

45 年には 10.7%, 55 年には 13.0% となり、今日のアメリカにおけるそれにほぼ匹敵するようになり、その後も急速にその比重は増大するといえることができる。

このように急速に進展する人口の老齢化は、「第2の人口革命」とも呼ばれているが、それはいうまでもなく出生率、死亡率双方の減少をその内容としている。その意味では人口動態革命といってもよいかもしれない。ところで死亡率の減少は、老人の寿命の延長にささかの寄与をしながら、人口老齢化の一つの要因になっているが、よくいわれるように人口老齢化に主に貢献するものは、出生率の減少であった。

ところでこの出生率の低下という、一見すると「生物学的事実」とも思われる現象は、実はすぐれて社会的経済的背景と結びついていることが経験的には明らかにされている。たとえば、R. ティトマス (R. M. Titmuss) は婦人の地位を人口動態統計の面から検討した論文のなかで、西欧社会における出生率の低下と家族規模の急速の減少をとり上げ、「家族形成習慣体系」(family building habit) の変化との関連を論じている²⁾。またわが国の人口学者の1人は、人口転換を「経済の持続的発展にともなう生活水準の向上によって、これまでの死亡率低下にあわせて、出生力をコントロールするようになったから、出生力が減退し、人口は少産少死型に変わっていった³⁾」とも説明している。このほか人口研究の側面での「経済成長と人口転換」に関する多くの研究も、同様のことを示してくれている⁴⁾。

その意味で老人問題を人口老齢化現象と関わらせて説明することは、まさに今日の老人問題の意義が、日本経済と社会の変化(近代化)と深く関

わっていることを知ることができるのである。

ところでわが国における人口老齢化は、欧米諸国にみられるように、長い期間にわたって徐々に行われたものではなく、きわめてドラスティックなテンポで展開してきていることも周知のことであろう。そしてこの時期は、他面では、わが国における経済の回復、経済の高度成長(これは見方によっては資本蓄積の新しい展開といってもよい)にほぼ一致するものであった。

しかしそれは「経済の発展→生活水準の上昇という結果、より高度の余裕ある生活を楽しみたいという夫婦が多ければ出生率が下がる⁵⁾」というような、蜜月に似た関係によって招来されたものばかりではない。

むしろわが国の人口革命の場合、その始期の急激な出生率の低下を招来したものは、敗戦後の「生活苦に抵抗したがゆえに、西欧諸国が過去に半世紀もかかった人口革命を、戦後のわが国では、わずか十数年でなしとげた⁶⁾」ものであった。つまり一方においては経済発展のもとで、生活水準の向上にともなう小産小死型の小家族の形成が進みながら、他方では経済成長に十分に追いつかず、新旧の貧困化の進展のなかで、余儀なく出生力を抑制しなければならない大多数の国民の対応という意味を含んだ「近代化」の所産であった。この性格は、30年以降にも、人口の純再生産率が依然として1を割るという低出生率と、人口老齢化の進捗の場合にもいえることができる。

II

同様の問題は核家族化と老人問題についての論議にもみることができる。この論議も多くの人々によって指摘され、ここで詳しく論ずる必要はないが、それは老人扶養の戦前の形態、「いえ」制度のもとでの直系卑族による同居扶養が、戦後の憲法および民法改正によって急速にくずれ、老人扶養の変化のなかに老人問題の所在を見ようとするものであった。そしてこの変化を家族形態論の側面から、「いえ」制度に典型的にみられる直系家族(大家族)から、夫婦および未婚の子女との同居を中心とする核家族への推移で説明しよう

2) R. M. Titmuss, *Essays on the Welfare State*. 谷昌恒訳『福祉国家の理想と現実』, 第5章, 80頁。ただし、ここで family building habit は家族形成習慣体系とここでは訳した。

3) 安川正彬「人口と社会保障」, 社会保障研究所編『戦後の社会保障・本論』, 339頁。

4) この問題については、数多くの文献をあげることができるが、ここでは安川正彬『人口の経済学』, 黒田俊夫『日本人口の分析』などを例としてあげておこう。

5) 安川, 前掲書(『戦後の社会保障』), 343頁。

6) 安川, 前掲書, 344頁。

とするものであった。

直系家族から核家族の推移についての統計的検討は、小山隆、村井隆重氏などによって行われているが⁷⁾、これによると、全国世帯のうちに、核的世帯（核家族）は、大正9年の60.0%から、昭和35年65.1%、昭和39年69.0%、昭和40年70.4%と急増しているといわれている。

ここでいう核的世帯は、必ずしも社会学でいう核家族と同一の概念をもつものとはいえないし（この点は後述することにする）、核家族をただちに「近代化」とみるかどうかは問題はある。たとえばこの言葉の創設者であるマードックは、核家族（nuclear family）を人間社会にみられる、家族形態に普遍的な基本型という意味で使用しているわけであるが、今日一般化された核家族化という形でポピュラーになった概念に暗黙裏にふくまれている意味合は、むしろ社会の発展に対応する大家族から小家族へとか、系譜家族から夫婦家族へという文脈で考えられているようである。

しかし産業化・都市化と核家族化はつねに関連するものであるかどうかは、家族社会学のなかでも大いに議論されているところである。

この議論の詳細について、専門外のことでもあるので、ここで措くにしても、統計的事実は、明らかに核家族化の進展を示し、それがまたわが国の場合には、昭和30年代以降の社会的経済的発展と変動の時期と重なっていることは、経験的に明らかにされているところである。したがって「日本の家族形態もまた、急激な近代的变化を示すようになった⁸⁾」という指摘は無理からぬことであった。

その意味で直系家族（拡大家族）から核家族への推移と、この過程でおこる老人扶養の形態変化に焦点を合せて、老人問題の所在をわが国における「近代化」のなかで取上げることは必ずしも間違いではないと思われる。

ところでこの核家族化は近代化の所産であるにしても、わが国において、これを促進した要因は一体どのようなものであろうか。

この点はまず上記の核家族化の判断の基礎となった核的世帯についての統計的吟味が必要である。小山隆氏はその核家族＝核的世帯を家族周期論と結びつけて、単独世帯（男・女）、夫婦世帯、未婚の子女をふくむ世帯の三つのサブグループに分けている⁹⁾。この場合、単独世帯を家族とみなすかどうかは当然問題になろう。またこれは小山隆氏も取上げていることであるが、それぞれのサブグループの年齢別出現率も当然問題になる。とくに若年層の単独世帯は、「単独世帯」→「夫婦世帯」→「未婚の子女を含む世帯」という家族周期のモデルを前提とした上で、核的世帯に含める根拠となっているのであるが、このモデルが現実には繰返されるかどうかは、より吟味を必要とする。またこれと同時にこのサブグループの地域別分布と推移などについても、いっそうの検討をしなければならない。

ここでは改めて上記の統計を組みかえるゆとりはないので、推測を許していただければ、単独世帯の増加は、とくに社会移動の激しくなった昭和30年代に、そして、大都市に著しくなったものと思われる。したがって単独世帯を除いた核的世帯の増加率は地域差はあるが、全体としては若干緩やかになるのではないと思われる。もしそうであるとすれば、核家族化に結びつけて老後不安を今日いわれるほど誇張して論じてよいものかどうかについてもいく分かの疑問が残されている。

この点については別の機会に検討することにするが、仮にわが国における核家族化の進捗はきわめてドラスティックなものとしても、これを促進したものは、欧米にみられる「近代的な」核家族的な「家族形成習慣体系」の成熟と結びついているかどうかは大いに疑問なしとしない。

すなわち「家族形成習慣体系」にそれほどの変化がない場合でも、一定の条件が与えられることによって、余儀なく核家族化せざるをえないことも、当然おこるのである。たとえば社会移動、とくに若年層を中心とする人口の都市集中化が激し

7) 小山隆「世帯の分析（昭和35年における世帯構造）」、村井隆重「世帯の分析（昭和39年の世帯構成）」。

8) 小山隆「現代家族の問題点」『厚生指標』、所収。

9) 小山隆、前掲書。

10) たとえば森岡清美「世帯構成の変化」『戦後の社会保障・本論』に住宅事情と世帯構成の変化が論じられている。

くなると、単独世帯の増加、ひいては核家族化の増大が当然考えられる。あるいはまた今日のわが国におけるような住宅問題の深刻な広がりも、核家族化または家族規模の縮小にあずかって力あるものとなるであろう¹⁰⁾。さらにまた経済成長と生活水準の上昇に、絶対的にも相対的にも対応できないような状況が他方では、核家族化を余儀なくさせる一因ともなるであろう。これらの諸条件と核家族化の相関関係については、今日の家族社会学は全面的な解答を与えるほどの研究が十分であるとはいえない。

しかしいずれにしても核家族化そのものは「近代化」の所産であり、「産業化」と関連していることは、経験的に確かめられているところであるが、それは欧米にみられる個人主義に根ざす「家族形成習慣体系」の確立と、核家族化が結びついているものではなく、そこには上述したような日本の特性が深くからみ合っているものと思われる。したがって、わが国において「核家族制」的方向が今後も進展するにしても、それは必ずしも今日欧米にみられるほどの普及をみるかどうかは、簡単に断言できる性格のものではないように思われる。

III

上述したように核家族化と老人問題は、老人扶養問題を家族形態論に移しかえて論議されてきたものである。しかしここでさらに老人扶養形態について今少し吟味をする必要がある。それは直系家族＝同居扶養、核家族＝別居扶養という図式で考えられている上述の問題意識とは別に、仮に別居形態をとるとすると、老人扶養関係もネガティブなものとしてのみ理解されるべきかどうかという問題がでてくる。この問題は1961年に行われたアメリカ、イギリス、デンマークの3ヵ国における老人調査を機に、欧米諸国で改めて取上げられた問題であった。

この調査結果について詳しく紹介するのは別の機会に譲るが同・別居関係と老親と子供の社会的接触についてはおよそ次のことがいわれている。

(1)同・別居では3ヵ国とも老人の4分の1から5分の1は単独、そして残りの3分の1から2分

の1は夫婦だけで住んでいる。(2)子供と同居している老人を除いて、子供と別居している老人の約半数は、子供のうち少くとも1人は身近に住んでいる。(3)別居老人のうち調査日またはその前日に子供と会ったものは、3ヵ国とも60～70%、残りの老人のうち先週に会ったものは約20%となり、3ヵ国とも別居老人の大多数が子供と接触している。(4)別居のものであっても、家族間の援助・サービスは比較的多い。たとえば(普通の状態にいるときでも)アメリカ、イギリスでは、老人の半分または半分以上のものが子供とか孫に援助を与え、また老人の3分の2のものは、定期・臨時の違いはあるが、現金とか贈物を受けている。また炊事、洗濯、掃除その他、非経済的な扶養・援助が広く、また頻繁にみられる¹¹⁾。

このようにして、この調査に携わった学者は、従来、産業化が進捗するにともなって、世代間の関係は、分離(segregation)の方向をとるという既成の理論は、大幅に修正を必要とすると結論し、別居形態をとりながらも、家族相互の扶養・援助関係は濃密であり、形態的に別居でありながら、機能的には同居的という意味で、一部の社会学者たちのいう「修正された拡大家族」(modified extended family)とすら呼んだりしているのである¹²⁾。この指摘はいろいろ批判のあるところであろうが、示唆に富むものである。ところで、わが国における同・別居と扶養関係についてはどうであろうか。

まず老人の同・別居率についていえば、これらの国に比してはるかに同居率が高いことが報告されている。たとえば昭和41年に実施された総理府の「老人福祉に関する世論調査結果報告」をみると、調査対象老人の81.5%が子供と同居しているという数字がでてくる。これを地域別にみると大都市では76.1%、その他の市で80.4%、町村84.9%と、常識的であるが、大都市における同居率は比較的少い。しかし、この同居率を各種の調査でみてみると、昭和28年80.8%、35年81.6

11) E. Shanas, P. Townsend, etc., *Old People in Three Industrial Societies*, Routledge and Kegan Paul, 1968.

12) E. Shanas, "Family Help Patterns and Social in Three Countries", *Journal of Marriage and the Family*, 1967 May, pp. 257-66.

%, 38年79.9%とほとんど変化はみられないのである¹³⁾。

要するに、上述したように、核家族化の進捗にも関わらず、老人の同居率は必ずしもこの変化に相関しているとはばかりはいきれないものがある。この点は核家族化について森岡清美氏が指摘していることは示唆にとむ。すなわち核家族には二つの様相が区別されなければならないとして、「第1は、直系家族的世帯が分解して二つ以上の夫婦家族が成立することであり、第2は夫婦家族的世帯が子女の結婚によっても直系家族に転化せず、一方、夫婦家族的世帯および既存の直系家族的世帯から夫婦家族的世帯が分出されつづけることである」としている。そして大正9年から昭和39年までの「世帯類型別構成比の推移」をみながら、わが国では第1のコースをたどらずに、「ほとんどもっぱら第2のコースによって核家族化が出現している」として、直系家族的世帯と傍系をふくむ世帯との和が、昭和35年から39年の間で減少せず、むしろ若干増えていることを例としてあげているのである¹⁴⁾。

要するに核家族化は進むが、同時に直系家族をふくむ「拡大家族」はあまり変りがないこととなる。したがってこれをさらに敷衍して考えれば、老人の同居率もあまり変わらないということと関連する。このことは核家族の進展→老人の同居形態の崩壊→老人扶養の不安定という論理での、核家族化と老人問題の一般的理解は、今少し長い眼で考える必要があることを教えているように思われる。

ただここで念のためにつけ加えておくと、老人の同居率は、それほど変化がないにしても、このことは老人の別居が今後とも問題にならないということではない。上述したように大都市とその他の市町村では、その同居率は異なるわけであり、都市化の傾向は、当然この同居率に一定の影響を与える。さらにこれとは別に、高齢者世帯（男65歳、

女60歳以上の世帯またはこれに未婚の子女を加えた世帯）を厚生行政基礎調査の年次別推移からみると、その数は明らかに増加している。たとえば昭和28年の43万世帯を100としてみると、36年には111、40年には約185に増加している。したがって全国的にみて老人の同居率はあまり変らないといっても、傾向的には別居老人（高齢世帯）はひそやかに増加傾向を示しているのであって、老人同居扶養の崩壊を、全面的に否定するものではない。

次に別居の親子の接触という点ではどうであろうか。この実態について、上記の3ヵ国調査の結果に比較できるようなものは、わが国の場合きわめて乏しい。わずかに小山隆氏が、山梨県八代町や東京都杉並区を対象として行った親族関係の調査で、推測する以外に方法はないようである¹⁵⁾。この調査は本来は、老人扶養の実態を明らかにすることを目的としたものではなく、しかも調査地域も限定され、一般化を行うには無理がある。また、接触の内容について、調査項目を詳しくみれば、3ヵ国調査とはかなりの違いがある。これらの点には眼をつぶることとして、この結果から推測できることは、老親と別居の子供の接触は予想外に少いということが示唆されている。その意味で、別居が老人との接触、さらには扶養に一定の不安定を生み出すことは否定できない。

もしそうであるにしても、これにはいくつかの条件と理由が考えられなければならない。たとえば上記の3ヵ国で別居の親子の接触、交流は濃密であるという場合、その決定的な条件となっているのは、上述したように別居の親と子の空間的距離が重要な条件としてあげられている。すなわち上記の3ヵ国では、子供と別居している老人の約半数は、子供のうち1人以上のものが、30分以内のところに住んでいるといわれている。

これに対してわが国ではどうであろうか。とくに同居率の相対的に低い大都市地域において、今日の住宅事情、移動の激しさなどを勘案すると、この空間的距離は、果して3ヵ国と同列に論ずることができるかどうかは疑問であろう。

あるいはまた別居の親子の援助・サービスは3ヵ国において、双方向的で濃密であることも報告さ

13) 渡辺益男「親族関係と老人扶養」『戦後の社会保障』, 363頁。

14) 森岡清美「家族構成の変化」『戦後の社会保障』, 354頁。

15) T. Koyama, "A Rural-Urban Comparison of Kinship Relations in Japan" (第9回国際家族研究セミナー報告資料), 1965.

れているが、今日のわが国の大多数の人々にとって、経済上の問題は、依然深刻であり、とくに老人にとっては、老後保障の立ち遅れのため、この問題は深刻であろう。このような条件のもとでの双務的にしろ片務的にしろ、経済援助は必ずしも容易なものではあるまい。

これらの諸点については、判断すべき調査、統計を欠いている現状では推論しかできない。しかしいずれにせよ、このような条件が付け加えられることによって、わが国における別居形態による、老人の扶養が不安定になっていることが一般的に理解されるようになったものと思われる。

しかしそうはいっても、このことがただちに「カーつき、家つき、ババ抜き」といったジャーナリスティックな形で、面白く取上げられるような、老人扶養についての価値体系をふくむ、老人扶養意識の崩壊という形で主張されるのであるかどうかは、大いに疑問とされるところであろう。老人扶養の不安は別居そのものに問題があるのではなく、別居を規定する社会的、経済的条件との関わりあいこそ、まず検討されなければならない問題があるのであって、簡単に老人扶養意識の変化とか価値体系の崩壊に求められるべきではない。その意味では別居による老人扶養形態の弱化と動揺が指摘されるにしてもそれもまた今日のわが国の「近代化」の裏の側面によって規定される余儀ない現象とみなすことができるのである。

IV

以上、今日の老人問題を論ずる場合に、つねに主張される人口の老齢化、および核家族化を一つの例として、その根拠をみてきた。そしてこれらの問題を通して要約できることは、第1に今日の老人問題は、「近代化」の全体的プロセスのなかで現われ、意識されるに至っているということであろう。その意味で老人問題対策を考える場合、それは戦前的ないし昭和20年代的発想であってよいかどうかは改めて吟味されなければならないということになる。

第2に老人問題を「近代化」の流れのもとで捉えるにしても、その「近代化」は決して、欧米な

どにみられる「近代化」と同列に論じられるものではなく、このプロセスのなかにみられる数多くの矛盾、対抗関係を通して押し進められている姿勢的確に把握する必要がある。つまり人口の老齢化を招来したものは、必ずしも中流階級的な小産小死型の新しい「家族形成習慣体系」の確立によって生み出されたものではなく、わが国の「近代化」の別の側面である新旧の貧しさの進展と広がりに対応し、強要された出生力抑制の必要と結びつく面もないわけではない。

同様のことは、核家族化についてもいえるのである。それは長期間にわたって、徐々に形造られてきた「家族形成習慣体系」の成熟によって、核家族化の進捗が行われたものではなく、これもまた急激な都市化、深刻な住宅問題、生活水準の低位性などの条件がからみ合うことによって、いわば強要された形で核家族化といわれる過程が、押し進められなければならないかったという点も、同時に考慮に入れておく必要があると思われる。

なお上記の問題と関連して、核家族化と老人問題の関係について、そのほかに議論としてつめておかなければならない若干の問題点も残されている。その第1の問題は、核家族化は老人の扶養関係と形態に動揺を与え、今日における老人問題をより激化させる一因となっているという従来の考え方についての疑問である。もちろん一般的な意味で、この指摘は間違いではないし、とくに従来の「直系家族制度」のなかで、扶養問題が隠蔽されてきた状況にかわって、急激に「核家族制」の方向を最近になってとることによって、この問題が人々の意識にのぼったということは十分に根拠をもっている。そしてさらに急激な家族および家族をめぐる状況の変動過程にある今日のわが国において、妥当な指摘であるかも知れない。

しかしこの議論の前提となる核家族化について、一般的に誇張されているほど顕著なものであるかどうかについて、より入念な統計的検討の必要がある。このためにできれば核家族化の進展を地域別に、階層別に吟味し、全体としての今後の動向を統計的にも明らかにする努力が必要となろう。

次に核家族化の進展が仮に一般的にいわれるほ

ど激しいものだとしても、この過程はただちに老人の同居率に関連するかどうか実証的に検討しなければならないであろう。少なくとも上にみてきた若干の資料では、この相関は十分に示されていない。核家族化の進展にもかかわらず、老人の同居率の変化が小さいという経験的事実を改めて確かめるとともに、そのインプリケーションをさらに明らかにすることが必要なものとなっている。

第3に、老人の同居率がここ10年ぐらいの間、十分に変化しないといっても、高齢者世帯は、同じ期間に2倍近く増加している。高齢者世帯のウェイトは高齢者をふくむ全世帯のなかで、それほどウェイトをもたないにしても、この高齢者世帯の増加の傾向には、高齢者の別居形態が徐々に進んでいくことを示唆している。

そしてこの別居形態が進むにしても、それはただちに老人の扶養形態を不安定なものにするものかどうかの検討も必要である。たしかに急激な社会的経済的環境の変化のもとで、同居扶養から別居扶養に移ることによって、扶養形態・内容に不安定性が出ていることは否定できない。しかしそれは老人扶養の価値体系の変化によるものであるか、別居を規定する社会的経済的条件によるものであるか。もちろん、この二つは相互に関連していることはいうまでもない。しかし、そうはいつでもこの二つの側面を明確にし、評価することは、今後の対策を考える上で必要になると思われる。

なおこの問題に関連して、仮に別居形態が今後とも進捗するとしても、それが欧米で指摘されるように、「修正された大家族」という形で、世代間の結びつき (Integration) を高める方向をもつかどうかは、わが国にあっては軽率に論ずるわけにはいかないことは当然である。これらの課題についても、詳細な調査の上に立つ検討が今後期待されているのである。

最後に上述したような論点と課題をより具体的に明らかにするためには、現在のところ依拠すべき調査・統計が、わが国では決して十分でないことは率直に認めなければならない。とくに部分的な調査は若干あるにしても、全国レベルで、老人問題をマクロに把握するための統計・調査はきわ

めて乏しい。これらの調査についても、今後国の立場からも真剣に計画されることが切に望まれる。

V

次に視点をかえて今日の老人福祉対策に関連し、問題点を一、二つけ加えておきたい。いうまでもなく今日の老人福祉対策は、昭和38年に制定された老人福祉法の登場により新しい段階に入った。

戦後の老人福祉対策の展開について、本誌に「研究会ノート」として、資料紹介を行っているが¹⁶⁾、これを大雑把にいうと、昭和30年の前半ごろまでは、要救護性をもつ老人に対する保護・救済が主体であり、生活保護制度の枠内で主として考えられ、このほかにそのときどきの必要に応じて、いくつかの施策がつけ加えられてきていた。したがって、その対策は非系統的であり、対象も限定されていた。

これに対して老人福祉法は、その基本理念として、「老人への敬愛と健全な生活保障」、老人自身がその「知識と経験を社会に役立たせるように努力すること」、「老人の希望と能力に応じた就労と社会活動の参与の機会を与えること」などを明らかにし、それまでの救済的養老的対策からの脱皮を示している。しかしその内容は、老人福祉にとってとくに重要な所得・医療・就労・住宅などの施策は他の制度にゆずり、この法律では訓示的規定にとどめ、それら以外の老人に対する福祉の措置を主に規定することになっている。

そして老人を一般的にハンディキャップをもつものとして、このうち貧困・疾病・不具廃疾、さらに家族関係に障害をもつ老人を、特殊なハンディキャップをもつものとし、それ以外の一般老人とに分類し、それぞれに対する福祉の措置を打ち出している。

すなわち前者については、まず各種の収容施設のほか、養護委託、老人家庭奉仕員などのサービスを、そして一般老人については老人健康診査とか、老人クラブ、老人福祉センターその他を配している。

16) 拙稿「老人福祉対策の展開についての覚書」(本号「研究会ノート」)。

この老人福祉対策の問題については、別の機会に論じたこともあり¹⁷⁾、また本誌掲載の森幹郎氏も論じているので、詳細はここでさけるが、一言でいえば、上記のサービスの体系を施設収容のサービス体系と居宅老人のサービスに分けてみると、依然として施設収容にウェイトがかけられているのである。その意味では、昭和30年前半までの、施設中心の養老的施策の枠を必ずしも大きく破っているとはいいいにくい。

しかしそうだからといっても施設体系に問題がないわけではなく、施設の絶対数、設備、設置場所、機能、処遇、その他数多くの改善を要する問題は残されている。それに加えて居宅サービスについては、その立ち遅れはいっそうはなはだしく、その上現在行われている施策の相互の関連、体系はきわめて曖昧なものがあるといわざるをえない。その意味でよくいわれることであるが、対策の重点は今後、居宅サービスの方向に移すことがとくに強調されなければならない。

このような老人福祉対策の重点の移行は、たんに在宅老人の数が圧倒的に多いとか、老人の居宅ニーズが施設に対するニーズより強いというだけのことだけではない。それは社会福祉事業そのものの性格の変化と、その現代的課題に共通するものであった。すなわちこの動きは、社会福祉事業が residual なものから、institutional なものへと転化をとげるという、H. L. ウィレンスキーなどの指摘と結びつくものであり、社会福祉事業が国の生存権保障のための重要な施策の一つとなってきたということにも関連するものであった。

ところでこのような施設中心から、居宅中心への福祉対策の転換は、老人問題がはやくから顕在し、その対策が比較的早くから進んでいた欧米諸国の場合でも、それほど古いものではない。

たとえば P. タウンゼント (Peter Townsend) と D. ウェダバーン (Dorothy Wedderburn) は、英国における高齢者に対する保健・福祉サービスの転換について次のようなことを述べている。

すなわち施設中心から、居宅中心への保健・福

祉サービスの転換は、高齢者だけでなく、児童、精神病、母子、心身障害その他すべてについていえることとして、「英国においては戦争以来、保健・福祉サービスの展開のなかで、施設におけるケア (institutional care) よりも、コミュニティ・ケアを重視するということの共通理解が広まってきた」と述べている。そして、高齢者に対するサービスの原則として、1958年の英国老齡者福祉協議会 (the National Old People's Welfare Council) の第9回大会の報告で出された「老人の最上の場は、救護を必要とするときに、それにふさわしい居宅サービスの援助を伴った、老人自身の家庭である」という原則を引用し、今日では公私双方でもこの原則は広く承認されているとしている¹⁸⁾。

同様のことは、老齡者サービスの現代的課題を論じた I. マックイーン (Ian A. G. MacQueen) も強調しているところであった。彼は老齡者サービスの現代的潮流を八つあげ、そこで「施設から居宅への重点の推移」を指摘し、「大多数の老齡者にとって、自分自身の家具調度をもった家でのプライバシーをもつことが最上のことであり、より多くの施設 (hostels) を与えるよりも、適切な在宅サービスを提供する方がより重要である」とも述べたりしている¹⁹⁾。

そしてこのような観点で、就労、住宅、ホームヘルパー、カウンセリング、健康増進と保持のための措置、巡回診療、リハビリテーションその他の充実の方向を明らかにしているのである。

同様の動きは北欧諸国においてもみることができる。たとえばデンマークの場合について、上記の『三ヶ国における老齡者』の調査報告でも、この点についてふれ、1950年以前の老人ホーム (residential home)、看護老人ホーム (nursing home) などの増設とならんとくに1949年以降に目立つ傾向として、ホームヘルパーの拡充、家庭看護制度の発展などの居宅老人サービスへの重点の推

18) P. Townsend and P. Wedderburn, *The Aged in the Welfare State*, G. Bell and Sons Ltd., 1965.

19) Ian A. G. MacQueen, "A General Review of Services for the Elderly", *Trends in Social Welfare*, edited by J. Fardale, Pergamon Press, 1965.

17) 拙稿「老人福祉対策の反省と今後の課題」『社会福祉研究』第2号、弘済会館。

移を説明している。

これらに対してアメリカにおける老人福祉対策は若干おくれて展開してきたが、そこでもこの10年ぐらいの間に、居宅老人サービスを中心とする施策の発展がみられるようである。

たとえば居宅サービスの中心をなすhomemakerサービスは、1923年にフィラデルフィアで始められたが、それは母親の病気あるいは不在による児童の世話を、短期間行うものとされていたようである。そして1938年以降、このサービスは慢性疾患の患者の介護も合せ行うようになり、居宅老人もその対象とされるようになった。しかしこの面でのhomemakerサービスは1960年代まで、ほとんど発展をせず、居宅老人を実際にホームメーカーが訪問している世帯は、わずか1,205世帯にとどまり、65歳以上の老人に対して、0.007%という取るに足りないものであったといわれる。

このほかのコミュニティ・サービスについての発展も緩慢なものであり、1956年に「慢性疾患に関する委員会」(Commission on Chronic Illness)は、この立ち遅れを批判すると同時に居宅サービスの重要性を強調し、この面での施策の拡充を訴えている。

しかしこのような立ち遅れも、1961年の白亜館会議(White House Conference)以来、急速に克服の方向が打出され、homemakerサービス、高齢者のための低家賃住宅の提供をはじめ、いろいろな居宅老人サービスが強化されるようになっていく。

このように老人福祉対策における施設収容中心の考え方から、居宅サービス中心への重点の転換は、広くみられるところであるが、上記の例でも理解できるように、諸外国でもこのことはそれほど長い経験をもつものではない。したがってその対策、内容については、今なお試行錯誤的な感がないわけではなく、今後新たに開発されなければならない多くの課題が残されているのである。

ところで、施設中心から居宅中心への老人福祉対策の転換が行われるには、たんに、老人問題の性格づけについての転換があっただけでなく、施設サービスの一定の前進と充実が前提とされてい

たことは記憶されなければならない。

たとえばイギリスの場合には、居宅中心への転換が強調される時期には、65歳以上の老人のうち、居宅老人は95.5%(このうち個人住宅に居住するものは94.0%、宿泊所、ホテル、下宿などに居住するもの1.5%)みられるが、これに対して、老人ホーム、精神病院、一般病院、看護老人ホームなどに長期間入所または入院している施設老人は4.5%となっている。さらに病院入院者のうち終身に近い入院者だけにしても、3.6%となっている(1963年)。

これに対してデンマークの場合には、施設老人(長期入院、看護老人ホーム、老人ホーム、その他の収容施設入所者)は5.3%となっているのである。そして同様な分類でみると、アメリカでは3.7%となっているといわれている²⁰⁾。

これらに比較して、わが国の場合には1967年の時点をとってみても、老人ホーム所容者は精々のところ1%あまりで、これに長期入院者等を加えても、恐らく上記の3ヵ国に比して、その半分にもならないと思われる。もちろんこの場合、施設の種類の違い、さらに別居形態を中心とするこれらの国々における施設の在り方、比重はわが国とは同じように考えられるべきではなく、直接的に比較はできないかもしれないが、施設数の絶対的な少さは認めなければならない。そしてとくにこれらの国々に広くみられる看護ホーム(nursing home)は、わが国の特別養護老人ホームとは異なるものであるが、看護老人ホームの在り方をふくめて、特別養護老人ホームの増設が今後とも考えられなければならないところであろう。

この検討はともあれ、いずれにしても老人福祉対策における居宅老人サービス重点への転換という場合に、わが国の場合は、施設サービスの強化・改善という課題を忘れずに強調しておかなければならない。

その意味で今日における老人福祉対策が施設中心であるという批判は当然認めなければならないにしても、この施設中心のサービスの拡充と改

20) このDataについては、前掲 *Old People in Industrial Three Society* より引用。

善の努力を確認した上で、居宅サービスへの転換と、充実のための努力が重ねられなければならない。

そしてこのためには、今日の老人問題の性格を明確にして、従来の Residual な養老的理念を脱皮し、当面施設サービスの拡充と改善と、居宅サービスの強化という二重の課題を平行して、真剣に考えなければならないのである。

VI

ところで老人福祉対策における収容サービスから居宅（地域）サービスへの転換が叫ばれ、最近数多くのサービス・施設その他の事業が登場してきていることは上述のとおりであった。

たとえばわが国におけるこれらのサービスとしては、健康診査、家庭奉仕員制度、養護委託、老人クラブ、老人福祉センターなどの老人福祉法に規定されている福祉の措置のほか、老人憩の家、老人保養所やさらに最近の「寝たきり老人」の実態が明らかにされることによって、巡回診査、巡回医療相談、老人用特殊ベッドの貸付なども公の施策として現われている。このほか地方自治体でもこれら以外に、高齢者に対する就職紹介、老人向住宅の建設、老人向住宅の改修・補修費貸付、介護券の発行、その他が行われている。その限りでは、一見すると居宅老人サービスは花盛りという感がないわけではない。

同様の例は諸外国の場合にもみることができるのであって、上記のわが国の施策と同じような種類のもののほかにも、友愛訪問、短期宿泊・利用施設（デイ・ホスピタルを含む）、カイロポディ・サービス、給食（温食）サービス、失禁者のための洗濯サービス、移動図書館、移動風呂サービス、無料電話サービス、ベッドパトロン制度、その他無数のサービス、援助措置がとられている。

これらのサービスは、老人のおかれている複雑な状況と、これに基づくニーズを、そのときどきに応じて充足するという形で生み出され、発展してきたものであり、その限りでは適切なものとして評価されなければならない。そして今後の「産業化」のいっそうの発展と社会変動の激化のなかに

あって、老人のニーズはさらに変化し、多様化するものと思われる。そしてまたこれらのニーズを充足するためのサービスは、これまた多様化していくことは推測するにたたくない。

ところでこのような居宅サービスの発展と多様化の流れは、上述したように、居宅老人を特殊なハンディキャップをもつグループと、他方では特殊のハンディキャップをもたない、圧倒的多数の一般老人のグループの二つに分けて、それぞれのグループに対するサービス体系ということで、老人福祉対策を整理し、体系化して考えることができる。たとえば老人福祉法自体の老人福祉対策の枠の構築はこのようなものであった²¹⁾。そしてこのような枠組と、これに基づくアプローチは今日でも十分に有効性を失っていない。

ところで老人福祉対策を考える上でこのような枠組と合せて、居宅サービスをさらに居宅形態——別居および同居——の枠組も検討する必要があるように思われる。

たとえば居宅中心のサービスという場合、欧米の例では、当然、別居形態という居住形態 (living arrangement) を前提とするものといえよう。このことは成人子女の別居を内容とする核家族制が普遍的に認められ、このような「家族形成習慣体系」が確立しているこれらの国々にとっては、自明のことであり、改めて取上げられる余地のないものであるのかも知れない。

したがって居宅サービス中心への転換というのは、別居形態の老人を主要な対象として考えられることになる。たとえばホーム・ヘルパー、温食サービス、カロポティ・サービス、ベッドパトロン、友愛訪問、読書サービス、その他上述した多くの居宅サービスがそれである。老人住宅についても、同様の方向で考えられ、老人住宅の位置についても、「スプのさめない距離」といった問題が盛んに論議されたり、住宅の団地方式か、散居方式とかが取上げられたりする。

ところで同じく居宅サービスへの転換という場合、わが国はこれらと同じ文脈で考えられるもの

21) 大山正『老人福祉法の解説』、全国社会福祉協議会、昭和39年。

であろうか。上述したように、最近の社会的経済的変動のなかで、核家族化の進展はすでにみえた通りであるし、同時に高齢者世帯は（全世帯中に占める比重はきわめて低い）、ここ 10 年ぐらいで増加を示していることも知ることができた。しかし反面では老人の同居率については、この 10 年ぐらいの間には、それほどの低下を示さないだけでなく、むしろわずかではあるが、増加すらしている。しかも全体的に言えば、同居老人は地域差はあるにしても、圧倒的なウェイトを現在でももっているのである。

しかしそれにもかかわらずこのような居住形態 (living arrangement) の今後の動向は、程度の差はあれ別居形態への方向をもつかも知れない。しかしこの推移は、地域別、階層別の差を伴いながらも、一般的にいわれるほど顕著なものかどうかはさらに検討を必要とする。

もしこのような推定が正しいとするならば、わが国の居宅サービスは、欧米諸国と同様な別居形態を前提とするというだけで、果して良いものかどうか慎重に研究しなければならない。

今日、わが国でみられる居宅サービスは、すべてが別居形態を志向するとばかりはいいい切れない。しかしだからといって、同居形態を志向するものともいうことはできない。むしろどちらを志向するかという点では、意識的な検討は十分になされないままに、あるときにはそのときどきに必要だからといって種々の施策が便宜的に行われたり、

あるときには欧米の経験が無前提的に導入されたというきらいもないわけではないように思われる。その意味では無計画というそしりすら免れない側面ももっている。

したがって結果的には、わが国の居宅サービスの体系は曖昧のまま、別居形態志向、同居形態志向の双方の要素を意識的に区別することもなく、この志向性が混乱したまま展開されることになっている。たしかにわが国の現状と社会的文化的背景のもとでは、別居形態志向か、同居形態志向かの選択は、にわかに断定できないし、この二つの志向は同時に並存することも十分に考えられる。その意味で、そのときどきの必要に応じて行われた現在の居宅サービス施策は、その内容の貧弱さはさておいて、現状ではその根本の志向についての曖昧さが、皮肉ないい方をすれば、今日の日本により適合的であるのかもしれない。

しかし老人福祉対策の充実が叫ばれ、従来の対症療法的な施策の在り方が批判され、予防的、開発的、計画的な老人福祉対策の在り方が強調されている昨今、居宅サービスの在り方について、何らかの見通しをもち、これに対応する対策・サービスが追及されなければならないことは否定できない。その場合に、居宅サービスにおける居住形態 (living arrangement) との関わりを今までのように曖昧にしておくことはできなくなろう。このことを老人福祉対策を検討する場合の一つの問題点として提起する所以はここにあるのである。